様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第１面）

産業廃棄物処理計画書

令和　7 年　 6 月　 12 日

富山県知事

新　田　八　朗　　殿

提出者

住　所　富山県小矢部市柳原５５番地

氏　名　三協生コン株式会社

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）　代表取締役社長　前田智嗣

電話番号　 0766-67-3886

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第９項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	三協生コン株式会社
事業場の所在地	富山県小矢部市柳原５５番地
計画期間	令和７年４月１日～令和８年３月３１日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①　事業の種類	第三種事業（窯業・土石製品製造業）
②　事業の規模	売り上げ：　42200　万円
③　従業員数	１０　名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙　１のとおり

（日本産業規格　A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）
別紙 ２のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（ 令和６ 年度）実績】

産業廃棄物の種類_	無機性汚泥	コンクリートくず
排出量_	6392 t	363.38 t

（これまでに実施した取組）
無機性汚泥、脱水装置の維持管理。生産出荷に伴う残コン・戻りコンクリートの中間処理委託先の確保

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類_	無機性汚泥	コンクリートくず
排出量_	6500 t	700 t

（今後実施する予定の取組）
無機性汚泥、脱水装置の維持管理。生産出荷に伴う残コン・戻りコンクリートの中間処理委託先の確保

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

無機性汚泥及びコンクリートくずは、個別の箇所で保管する。

②計画

（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

今後においても、上記の取り組みを継続する。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

【前年度（ 令和６ 年度）実績】

産業廃棄物の種類_	無機性汚泥	コンクリートくず
自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	6392 t	0 t

（これまでに実施した取組）
汚泥水は脱水装置により減量されている。コンクリートくずは全量、再生利用業者へ委託する。

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類_	無機性汚泥	コンクリートくず
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	6500 t	0 t

（今後実施する予定の取組）
今後においても、上記の取り組みを継続する。

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

【前年度（ 令和６ 年度）実績】

産業廃棄物の種類_	無機性汚泥	コンクリートくず
自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	----- t	----- t
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	----- t	----- t

（これまでに実施した取組）

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類_	無機性汚泥	コンクリートくず
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	----- t	----- t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	----- t	----- t

（今後実施する予定の取組）

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

【前年度（ 令和６ 年度）実績】

産業廃棄物の種類_	無機性汚泥	コンクリートくず
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	----- t	----- t

（これまでに実施した取組）

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	無機性汚泥	コンクリートくず
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	----- t	----- t

（今後実施する予定の取組）

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

【前年度（ 令和６ 年度）実績】

産業廃棄物の種類_	無機性汚泥	コンクリートくず
全処理委託量_	----- t	363.38 t
優良認定処理業者への処理委託量	----- t	0 t
再生利用業者への処理委託量	----- t	363.38 t
認定熱回収業者への処理委託量	----- t	0 t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	----- t	0 t

（これまでに実施した取組）

コンクリートくずは、再生利用業者にマニフェストを発行し、全量委託処理をする。

<table>
<tr><td rowspan="8"></td><td rowspan="8">②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類_</td><td>無機性汚泥</td><td>コンクリートくず</td></tr>
<tr><td>全処理委託量_</td><td>-----　t</td><td>700　t</td></tr>
<tr><td>優良認定処理業者への処理委託量</td><td>-----　t</td><td>0　t</td></tr>
<tr><td>再生利用業者への処理委託量</td><td>-----　t</td><td>700　t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者への処理委託量</td><td>-----　t</td><td>0　t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量</td><td>-----　t</td><td>0　t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）
コンクリートくずは、再生利用業者にマニフェストを発行し、全量委託処理をする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">※事務処理欄</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

備考

１　前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに１枚作成すること。

２　当該年度の６月30日までに提出すること。

３　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
(3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

４　「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

５　「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第６条の11第２号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

６　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が３以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

７　※欄は記入しないこと。

別紙：１

④産業廃棄物の一連の処理の工程

当事業所で生じる産業廃棄物の発生から処分依頼までの一連の工程及び処理の工程は以下のとおりであります

A: 骨材選別洗浄部門に係る産業廃棄物発生フロー

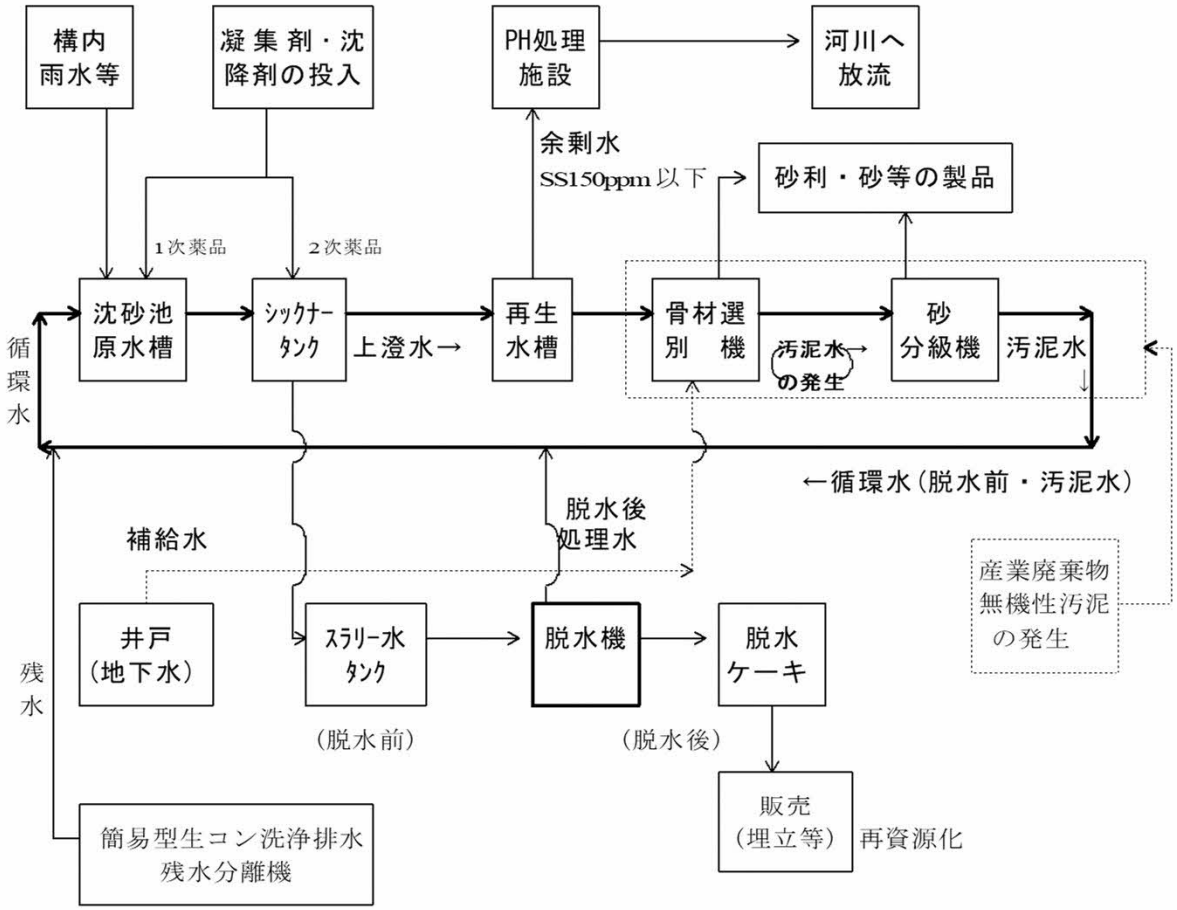

B: 生ｺﾝｸﾘｰﾄ製造販売部門による産業廃棄物発生フロー

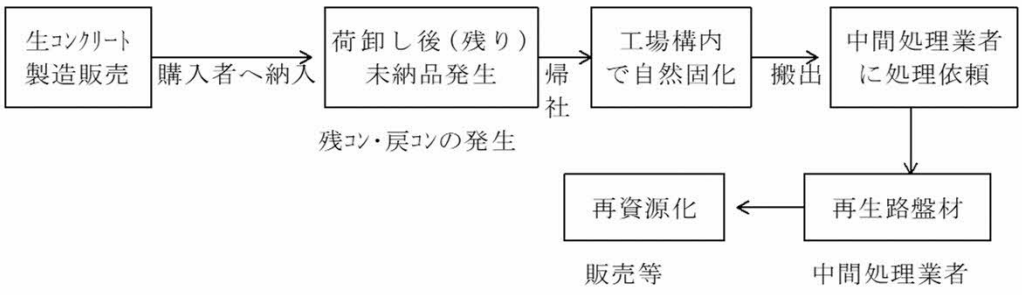

別紙：２

・管理体制（廃棄物処理に係る管理体制等）

最終決定機関		三協生コン株式会社　　代表取締役
統括責任者		職種：工場長
役割	社内委員会	○ 廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、減量化、循環利用(再使用・再生利用)、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。 ・委員長―工場長　　・委員―関連部署部課長 ・事務局―業務課事務係
	統括責任者	○廃棄物処理方針の策定 ○工場の廃棄物管理規程の策定・改廃 ○廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認 ○廃棄物管理責任者、技術管理者等の設置 ○監督官庁への各種報告
	廃棄物技術管理者	○廃棄物処理計画の作成 ○廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○産業廃棄物処理施設の管理状況の把握 ○処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ○委託契約の締結 ○産業廃棄物管理票の交付、管理 ○社員、関連会社に対する教育、啓発 ○その他関係する事項
	廃棄物生産管理者	○産業廃棄物処理施設の運転・維持 ○廃棄物の管理 ○その他関係する事項

廃棄物管理組織

